

不透明な広域ごみ焼却施設建設 知多南部広域環境組合組織の在り方を考える

常滑市議会議員 井上 恭子

平成9年より進められた2市3町（半田、常滑、武豊、美浜、南知多）による新ごみ焼却施設建設計画にて、平成19年に半田クリーンセンターに決定した。しかしその後、鉛や基準値を超えるダイオキシン類を検出したため、新たな建設候補地探しを実施し、平成25年11月に武豊町1号地の工場跡地に変更した。

先回の二の舞にならぬよう、事前の環境調査の有無、経済面での見積もり、汚染されていた場合の責任の所在などの公開質問状を出したが、的確な回答は得られていない。一部事務組合などの組織の不透明さがこのような結果ではないだろうか。

1、ごみ処理広域化の経過

1) 3か所のごみ焼却場を一か所に

平成9年厚生省はダイオキシン類の発生防止、事業コスト削減を図るため、「ごみ処理広域化計画」の策定を指示した。それを受けて平成22年4月1日、半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町の2市3町を構成団体とする一部事務組合が設立された。組合はごみ処理を共同処理することを目的に、現在2市3町内の半田市、常滑武豊衛生組合、知多南部衛生組合の3か所で稼働しているごみ焼却処理施設を集約し、新たに1つの広域処理施設を建設する計画を進められてきた。

組合の基本計画には「一般廃棄物処理のあり方について検討を進め、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく」と書かれているが、議事録や研修内容を見ても焼却炉などの建設が主な課題であった。

2) 除外条件にあてはまる候補地選定

知多南部広域化ブロック会議では、平成19年に開催された首長会議において、建設候補地に対しいくつかの条件を設定した。そこで構成市町の区域内において、条件に合う検討対象候補地16か所がリストアップされ、その

中、4つの除外条件をクリアした候補地が3か所となった。

そのうちの一つ半田クリーンセンターが候補地となったが、その時除外条件の中の「大規模造成工事及び取り付け工事で多大な費用を要する」という条件は満たしていなかった。なぜなら、この場所が遮水シートも敷かれてなく、30年間何が埋められたかも確認できない最終処分場だったことを隠ぺいしていたからである。半田市はこれを知りながら、除外条件なしという記述をしたことは、「虚偽の記述」をしたと言っても過言ではないであろう。

このことは、後の鉛検出での首長会議では全く議論されず、大きな問題になっていった。

3) 建設予定地のみの説明会

平成19年に広域ごみ焼却場建設予定地が半田クリーンセンターに決定され、次の年半田市の3か所で住民説明会が行われた。説明会では、ごみ広域化の経過、将来のごみ処理量の予測、広域ごみ焼却施設の整備、建設候補地の選定、焼却炉の規模は、今後市民の減量を加味した380トンであることなどの説明が行われた。

このごみ焼却施設建設には環境の負荷という目的もあり、出来るだけ多くの市民にごみ

最終処分場跡地形質変更に係る**施行ガイドラインの解説（ガイドライン）**

廃止された最終処分場は、そのままであれば生活保全上問題が生じる恐れがない状態であるものの、土地の形質変更が行われる場合には地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることにより、廃棄物の発酵が進行し、生活環境に支障を与える恐れがある。

このため、平成16年4月1日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正があり、地質変更（建物の建設など）は施行方法の基準に従い実施することと知事への事前の届け出が義務づけられた。そして都道府県知事などや事業者が法の適正な執行に資するためのガイドラインが作られた。

減量をしてもらい、小さい焼却炉建設を目指すべきである。しかし常滑市はごみ焼却施設設置場所ではないので説明会は行わないとして、平成26年武豊町での説明会まで一度も行われていなかった。この問題一つとっても、組合が何のために誰のためにごみ焼却施設の建設をするかが明確でないことがお分かりになると思う。

4) 建設予定地から鉛検出

平成22年4月、2市3町による知多南部広域環境組合が発足した。そこでごみ焼却処理方式を「ストーカー方式+焼却灰などを民間でリサイクルまたは埋め立て処分」とすることを決定。その後、地質調査、測量調査業務、環境影響評価調査業務などを行った結果、半田市クリーンセンターから鉛が検出された。

このことから平成23年1月に管理者副管理者会議で掘り出される鉛（廃棄物）などの処理について話し合われた。その会議では、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」について管理者事務局は説明をしているが、それを参考とした議論も、その存在を知っていて候補地とした半田市に対する責

任の所在も明らかにしないまま、組合議会でその処理費を清算する結果となった。その時の決定場面は秘密会であったことは、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画 第6章3項整備に関して透明性を高めるという文面に反することである。市民への配慮の欠如ではないだろうか。

この間の議員への情報は、一部事務組合とは独立した組織であるということで、一般質問することも制限されたり、正確な情報は議員に知らされていなかった。

（知多南部広域環境組合ホームページ議事録の管理者副管理者会議参照）

5) 候補地に環境基準値を超える**ダイオキシン検出**

平成24年6月知多南部広域環境組合の環境調査において、周辺水路および半田クリーンセンター敷地内において、環境基準値などを超過する数値が報告された。平成23年、24年の調査結果によりますと、乙川水路では、年平均3, 10 pg/l、建設予定地内では最高81, 0 pg / lのダイオキシン類が確認された。環境基準の1割当たりピコグラム（年平均）を大幅に超えている。そこで組合はダイオキシン類検出の原因を究明するための調査を開始し、クリーンセンター敷地内は保管状態にあるが、乙川水路での水質調査結果により漏水があると判断した場合は外部流出防止の対策を講じるという判断を下した。その後、8月には地下水汚染防止工事の施工、アセスの追加調査、平成25年4月から事業着手できた場合の工程などの新スケジュールが発表され、今後の検討に入った。

2、新ごみ焼却施設を武豊町に

平成24年10月、組合管理者・副管理者会議で協議した結果、新ごみ焼却施設建設のためには埋設廃棄物対策工事約30億円が発生するため、新しい建設候補地を2市3町から選定することにした。

平成25年2月には現建設予定地を含め7か所

が候補に上がった。敷地面積、地権者数、土地利用状況、地形状況など12項目で評価され、最終的に5か所に絞られた。その後、環境面、用地買収面、経済面の項目で代替候補地の評価が行われ、最終的に武豊町の中山製鋼工場跡地に決定した。

これらの問題の発生により、施設整備の関連事業を進めるため、新広域ごみ焼却施設は平成34年4月の稼働と5年も遅れることとなった。

3、新ごみ焼却施設建設計画を住民目線で考えて！ —公開質問状提出—

このような問題が起きたのも、事前の調査・研究がなされなかったためであるので、今後このようなことが起こらないために、平成26年2月、知多南部広域環境組合の管理者である榊原市長に対し私は下記の公開質問状を提出した。

公開質問状

今回の場所変更の結果、稼働目標 5年遅延による約40億円のムダ金（施設整備延長人件費増、既存ゴミ施設ライフサイクルコスト増、建設場所変更費用増等）が発生している。行政は**住民目線**で住民へ**安価で安全なサービスを提供するのが責務**であるはず。ごみ焼却場建設計画は、知多南部広域環境組合議会の密室で決めるのではなく住民にはである。**住民のために早急に改善を実施していただきたい。**

これはまさに行政の2重構造（行政による組合組織）による無責任体質が起こした費用と金の無駄遣いの典型であり、関係住民として安易に見逃すことはできない。この際（知多南部広域環境組合）関係する市民に対し、半田案から武豊案に決定するまでのプロセスを明らかにするとともに、その責任と以下の項目に対する回答をお願いする。

質問は9項目であるが、ここでは主な質問と回答を羅列する。

①平成25年11月の決定時の議事録の公開、経済面での4つの費用項目（a. 土地整備関連費、

b. ごみ中継施設関連費、c. 不燃・粗大施設関連費、d. 新施設までの増額運搬費）の見積もりの公開。

回答 組合の行政情報については、知多南部広域環境組合公開条例に基づき、公開の可否、公開の範囲、公開の時期などを判断している。その他はホームページや評価資料に添付したので参照を。

②半田クリーンセンター問題発生時、平成16年国策定『最終処分場形質変更実施ガイドライン』を基に議論すれば今回の問題は発生しなかった。

回答 半田クリーンセンターで事業を継続するためには、このガイドラインに沿った対策工事が必要であり、その工事に多額の費用と期間がかかるものです。

③現在の候補地の中山製鋼工場跡地の土壤汚染調査はどこに依頼したのか。またその数値を公開してほしい。

回答 建設候補地を武豊町が選定する際に、旧最終処分場などにより、土地の汚染リスクを有さない土地であること、を条件にしていますので、組合として現時点では土壤汚染調査は実施していません。

④候補地選定の際の経済面評価における土地関連整備費（土壌対策費）項目が、武豊町の場合、19.8億円という評価結果になっているが、実際の汚染対策により、それ以上の費用が発生すれば、候補地評価結果は変わってくる。**その場合の責任の所在はどこか？どのように責任をとるのか？**

回答 土地関連整備費19.8億円は一定の基準をもって概算額として算出したものであり、土壌対策費は含まれていません。仮に汚染が判明した場合には原因を調査し、適切に対応していきます。また、原因者には相応の負担を求めることもあります。

⑤武豊町の建設予定地を購入するにあたって、別の余分な場所も購入することが条件であること、また迷惑料として16億円の地元対策費を支払わなければならない。一方、半田市議会には建設費、運営費総額で約26億円ものコ

スト削減できる土地付き民間提案も出されたが、安価すぎるため公平性に欠ける等という理由で却下された。(その他土地買収費含めるとプラス数十億円のコスト削減効果)。ただ、行政は住民へ安価で安全なサービスを提供するのが地方自治法の責務であり、かつ、地方自治法2条14項や地方財政法4条1項で、いわゆる「最少経費最大効果」の原則がある中、大幅なコスト削減が見込まれる提案を組合に検討させない(同条件での比較競争させない)のは、半田市として上記の法律上の原則に反していると考えないのか?

回答 候補地の評価にあたっては、この土地部分の費用も参入し、経済面の評価を行いました。また買収後は土地利用について十分検討し、資産としての活用方法など対応していきたい。地元対策費16億円は半田市と同様に武豊町に支払うものであります。

半田市に提案された民間事業については、民間事業者の土地を利用してごみ処理施設を新設するとともに、一部既存施設及び人材を活用することにより費用削減が図られるものとされています。半田市として、民間事業者から提案を募るべきPFI事業としての公平性の確保が困難であり、時間的余裕もないこと。また、運営、事業の継続性、安全性の確保などに懸念が残り、PFI事業として成立することが難しいと判断をしました。

以上が公開質問状の回答であります。土地を選定する指標としての金銭面、環境面が整っていることが重要な基準であるにも拘らず、この2点とも明らかになっていない。市民にわかり易く説明をし、常にデータを元とした情報を提供し、根拠を示したうえで決定をすべきであるため、再度質問をしていくつもりである。

4、温水プールをなぜ海拔2mの場所に作るのか。—住民説明会(武豊町)—

平成26年2月武豊町において住民説明会が行われ、96名の参加者があった。

参加者からは、バスに乗ってプールに通う

のに4mの津波が来たらどう対処するのか責任の所在は?なぜ説明会がこんなに遅れているのか、決まった段階でやるのではなく、もっと前にやるべきでは?選定基準評価項目にリスクを問う項目がないがどうかなどの市民として当然の質問があった。しかし、現状に対しての説明を繰り返し、ご理解を願いたいという回答であった。

5、市民のためのごみ行政を考える

今回のことを振り返ってみて、行政も議員もごみ行政に関して素人であり、業者任せであった。また一部事務組合となると責任の所在がはっきりせず、他の議員は口出しできないという慣行が横行していたため、本当の情報が入手しにくい状況であった。ましてや市民との距離はかけ離れたものであった。

そもそも、ごみの広域化が安価で環境に負荷をかけないということでスタートしたが本当になされていたのであろうか。最近では広域化が本当に安価であるとはいいがたい状況であるとも聞く。また市民への環境啓発に関しても、ごみ焼却場が身近あった方がより意識を持つものである。

ゆえにこの問題を契機に一部事務組合の在り方、市民に対する情報の透明化を目指すとともに、広域化の問題を含め、今一度考える必要があるのではないかと。

常滑市のデータ

常滑市の人口

総人口	57,288人	(+6人)
男性	28,392人	(+37人)
女性	28,896人	(-31人)

世帯数 22,465世帯 (-9世帯)

[平成26年2月28日現在、()内は前月比]